

## 1 事業名

### 市道路線の認定

市道 1-719 号線、市道 1-720 号線、市道 1-730 号線、市道 1-732 号線、市道 1-966 号線、市道 1-967 号線、市道 1-968 号線、市道 1-969 号線、市道 2-1 号線、市道 2-5 号線、市道 2-185 号線、市道 2-561 号線、市道 2-564 号線、市道 2-569 号線、市道 2-570 号線、市道 2-571 号線、市道 2-572 号線、市道 2-732 号線、市道 2-992 号線、市道 2-993 号線、市道 2-1202 号線、市道 2-1203 号線、市道 2-1204 号線、市道 2-1205 号線、市道 2-1206 号線、市道 2-1207 号線、市道 2-1208 号線、市道 2-1209 号線、市道 2-1210 号線、市道 3-3 号線、市道 3-13 号線、市道 3-25 号線、市道 3-241 号線、市道 3-253 号線、市道 3-290 号線、市道 3-295 号線、市道 3-296 号線、市道 3-297 号線、市道 3-299 号線、市道 3-300 号線、市道 3-301 号線、市道 3-302 号線、市道 3-303 号線、市道 3-304 号線、市道 3-1130 号線、市道 3-1131 号線、市道 3-1132 号線、市道 3-1133 号線、市道 3-1134 号線、市道 3-1135 号線、市道 3-1136 号線、市道 3-1137 号線、市道 3-1138 号線、市道 3-1139 号線、市道 3-1140 号線、市道 3-1141 号線

## 2 事業の概要

埼玉県による都市計画道路東京狭山線の全線開通に伴い、開通区間と重複する既存の 31 路線（市道 1-719 号線ほか）について道路法第 10 条第 1 項の規定に基づき廃止を行い、上記 56 路線については、開通区間と重複する部分を除いた区間を道路法第 8 条第 1 項の規定に基づき市道路線として再認定するものである。

## 3 他自治体の類似する政策等

道路法に基づき、他の自治体においても市道路線の認定を実施している。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

道路法

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

認定する 56 路線の場所、延長、幅員、起点及び終点については、議案書添付の案内図のとおりである。